

# 移動式クレーン安全使用講習会

宮古労働基準監督署 は6月26日平良合同庁舎と屋外で「移動式クレーンの安全な使用に関する講習会」を開催しました。

県内の移動式クレーン転倒災害は平成24年3件、同25年5件が発生しており、宮古島市内でも5月28日に転倒災害が発生していることを受け、「転倒災害撲滅」を図るため管内で移動式クレーン車を所有する28事業所に参加を呼びかけ、11事業場・25人が参加しました。

労働基準監督署からは、災害発生状況と災害事例の説明があり、「動式クレーンは重量物を取り扱うため事故を起こすと人身災害のみならず機械、建物や電線等周囲をも巻き込む甚大な被害をもたらすおそれがある」と指摘。死傷災害の主な原因として、過荷重、ジブの損壊、玉掛け不十分による荷崩れ、点検不十分等を挙げるとともに、転倒災害防止に向け、過負荷、地盤の悪さ等十分に点検した上で作業にあたるよう注意しました。また、元請け企業に対し、作業計画をしっかりと立て現場作業員にまかせっきりにしないよう呼びかけました。

その後は、屋外で実際に移動式クレーンを使い、実地講習を行いました。

チャレンジしよう



クイズ 移動式クレーン（法令編）

学科講習の様様



実地講習の様様

